

3M Science.
Applied to Life.™

皮膚欠損用創傷被覆材に関する Q&A

保険算定方法

Q1 償還価格は製品毎に全て異なりますか？

A1 同じ機能区分に属する製品であれば、単位面積（重量）当りの償還価格は同じです。但し、製品毎に保険算定面積（または保険算定重量）が異なりますので、大きさや重さで償還価格が異なります。

機能区分	償還価格 2016年4月1日現在
真皮に至る創傷用	6円/cm ²
皮下組織に至る創傷用（標準型）	10円/cm ²
皮下組織に至る創傷用（異形型）	37円/g
筋・骨に至る創傷用	25円/cm ²

Q2 保険算定面積（重量）とは？

A2 単位面積（重量）当りの償還価格ですので製品毎に保険算定用の面積（重量）が設定されています。皮下組織に至る創傷用・標準型（シート状、ヒモ状、ローブ状）は、固定用の補強部分を除く面積です。皮下組織に至る創傷用・異形型（顆粒状、ペーパースト状、ジェル状）は、重量です。製品によって製品外箱または添付文書に表示しております。

Q3 標準価格（希望小売価格、定価等）が、いわゆる償還価格になるのでしょうか？

A3 いいえ。標準価格等は、メーカー等が設定した価格です。償還価格は製品が属する機能区分と保険算定面積（重量）により設定されています。

Q4 製品毎の償還価格はどこに記載されていますか？

A4 製品毎（規格別）の償還価格は、各社が別途ご案内しております。

Q5 使用する際に材料の面積（重量）をその都度、計算しなければならないのでしょうか？

A5 いいえ。製品によって外箱または添付文書に保険算定面積（重量）が表示されています。その面積（重量）と各機能区分の償還価格を乗じた価格で保険算定してください。（創傷被覆材は使いきりですので、創の大きさに対応するサイズの材料を選択使用し枚数単位で請求してください。再使用はできません。異形型のゲルタイプの製品は創への充填量に応じてサイズ（重量）を選択し、滅菌製品でもあり、一本単位で使い捨ててください。）

Q6 創傷の深さや製品名をレセプト（診療報酬明細書）に記載する必要はありますか？

A6 はい。記載することが望まれます。なお、製品名は機能区分（または略称）と併記してください。

保険請求は1枚（本）単位です。（記載例：創傷処置〈100cm²未満〉45点3回の場合）

40 処置	処置：45×3回 …… 135	40	創傷処置 45×3 被覆材・真皮用 3M™ テガダーム™ ハイドロコロイドライト 10×10 100cm ² ×6=60 60×3
-------	-----------------	----	---

略称一覧

機能区分	略称
真皮に至る創傷用	被覆材・真皮用
皮下組織に至る創傷用・標準型	被覆材・皮下組織用（標準）
皮下組織に至る創傷用・異形型	被覆材・皮下組織用（異形）
筋・骨に至る創傷用	被覆材・筋骨用

Q7 処置とは別に交換用として患者に渡した創傷被覆材は保険請求できますか？

A7 いいえ。処置に使用した分以外は算定できません。ただし、在宅の患者の場合は条件によって保険算定できるものもあり運用が異なります。詳細については、『在宅診療での使用』の頁をご確認ください。

Q8 医療機関で交換用として患者に販売することは可能ですか？

A8 各県の厚生局にご確認ください。
なお、販売される場合であっても、患者に創傷被覆材の広告・宣伝を行うことはできません。

保険適用期間

Q1 医療機関で保険請求できる期間に制限はありますか？

A1 2週間を標準として、特に必要と認められる場合については3週間を限度として算定できます。

Q2 2週間を標準として、特に必要と認められる場合については3週間を限度として算定する場合（以後、2週間もしくは3週間）、使用枚数に制限はありますか？

A2 原則としてありませんが、創の状態に適した使用方法（交換頻度）で適正な枚数を使用してください。

Q3 保険適用期間の2週間もしくは3週間とは、1ヶ月単位の保険適用期間のことですか？

A3 いいえ。使用開始後2週間もしくは3週間の限度を意味します。
月をまたいだ場合も、合計で最長で3週間までとなります。（在宅の患者の場合、条件によって期間延長もできます。）

Q4 治療中に他の創傷被覆材に切り替えた場合、それぞれ2週間もしくは3週間を限度として保険算定できますか？

A4 いいえ、製品毎ではなく、使用した創傷被覆材の使用期間の合計が、2週間もしくは3週間であれば算定できます。

Q5 薬剤で治療中に、薬剤（軟膏など）から創傷被覆材に変更した場合、いつの時点から起算して算定するのでしょうか？

A5 薬剤から創傷被覆材に変更した時点から起算して2週間もしくは3週間を限度として算定します。

保険上の適用（保険の対象疾患）

Q1 保険上の適用（保険の対象疾患）を教えてください。

A1 保険上の適用は、製品毎に医薬品医療機器等法上承認された「使用目的又は効果」に記載のある疾患（薬事上の適応）の範囲で、かつ機能区分の定義を満たす疾患（創傷）が対象です。したがって、薬事上の適応であっても機能区分以外の創傷は保険上の適用とはなりません。また、手術の縫合創に使用した場合も算定できません。

Q2 薬事上の適応とは？
（薬機法承認された「使用目的又は効果」に記載のある疾患）

A2 以前は、創傷被覆・保護材には医薬品医療機器等法上承認された「使用目的又は効果」があり、使用が許された具体的な疾患名（薬事上の適応）が明示されていましたが、平成13年2月1日より全製品の薬事上の適応が下表のとおり、「創傷の深さ」による分類で順次統一しました。したがって、レセプトには疾患名（適応症）と深さ（深度分類）を併記することが望まれます。

「使用目的又は効果」欄

区分	使用目的又は効果
A	真皮までの創傷に対する「創の保護」、「湿潤環境の維持」、「治癒の促進」、「疼痛の軽減」を目的とする。
B	皮下脂肪組織までの創傷（III度熱傷を除く。）に対する「創の保護」、「湿潤環境の維持」、「治癒の促進」、「疼痛の軽減」を目的とする。

「使用目的又は効果」欄

区分	対象とする主な創傷の種類
C	筋・骨に至る創傷（皮下脂肪組織を超え、筋肉、腱、骨等に至る創傷）
D	（II度～）III度熱傷

Q3 薬事上の適応と保険上の適用の違いは？

A3 薬事上の適応とは、医薬品医療機器等法に基づいて認められた対象範囲です。保険上の適用とは、保険算定ができる対象疾患です。一般的に特定保険医療材料は、薬事上の適応が保険上の適用と合致している製品が多いですが、皮膚欠損用創傷被覆材については、下表のとおり合致していません。

皮膚欠損用創傷被覆材	範囲	保険上の適用	薬事上の適応
真皮に至る創傷用	↔	↑↓	↑↓
皮下脂肪組織に至る創傷用	↔	↑↓	↑↓
筋・骨に至る創傷用	↔	↑↓	↑↓

Q4 真皮に至る創傷用を予防的に使用した場合、保険算定できますか？

A4 皮膚欠損用創傷被覆材は、真皮以上の深度を有する皮膚欠損部位に対して使用する材料です。予防的に使用した場合は保険算定できません。

Q5 真皮に至る創傷用をI度熱傷、またはI度褥瘡に使用した場合、保険算定できますか？

A5 皮膚欠損用創傷被覆材は、真皮以上の深度を有する皮膚欠損部位に対して使用する材料であり、皮膚欠損のない発赤や水疱、表皮のみの軽度な創傷に使用した場合は保険算定できません。

Q6 真皮に至る創傷用をⅡ度熱傷に使用した場合、保険算定できますか？

A6 Ⅱ度熱傷（浅達性および深達性Ⅱ度）は、真皮に至る創傷ですので、保険算定できます。

Q7 真皮に至る創傷用を採皮創に使用した場合、保険算定できますか？

A7 皮下組織に至っていない採皮創（分層採皮創）に使用した場合は保険算定できます。

Q8 皮下組織に至る創傷用を採皮創に使用した場合、保険算定できますか？

A8 皮下組織に至る採皮創（全層採皮創）に使用した場合は保険算定できます。

Q9 皮下組織に至る創傷用をⅢ度熱傷に使用した場合、保険算定できますか？

A9 薬事上の適応にⅢ度熱傷の記載がある製品であれば保険算定できます。（3M™ テガダーム™ ハイドロコロイドドレッシングや3M™ テガダーム™ フォームドレッシングについては、Ⅲ度熱傷は適応外となりご使用いただけません。）

Q10 皮下組織に至る創傷用をⅡ度熱傷に使用した場合、保険算定はできますか？

A10 Ⅱ度熱傷は、皮下組織に至る創傷ではありませんので、保険算定できません。

Q11 皮下組織に至る創傷用以外の製品をⅢ度褥瘡に使用した場合、保険算定はできますか？

A11 保険算定できません。（注意：褥瘡の深度は、分類法により異なりますのでご注意ください。）

Q12 Ⅳ度褥瘡に「筋・骨に至る創傷用」の製品を使用し、治癒に伴い「皮下組織に至る創傷用（標準型）」や「...（異形型）」の製品に変更した場合、両方とも保険算定はできますか？

A12 はい。両製品の使用期間の合計が2週間もしくは3週間を限度とした保険適用期間であれば算定できます。（注意：褥瘡の深度は、分類法により異なりますのでご注意ください。）

Q13 「皮下組織に至る創傷用（標準型）」や「...（異形型）」の製品を同一部位に同じに使用した場合、両方とも保険算定できますか？

A13 いいえ。同一部位に対し複数の創傷被覆材を用いた場合は、主たるもののみを算定します。

Q14 機能区分の定義にある創傷の深さは、治癒過程の深さですか？または受傷時の深さですか？

A14 医師の判断によって、使用する際に診断した創傷の深さです。

保険算定可能な施設

Q1 介護施設や有料老人ホーム等で購入、使用した場合に保険算定可能ですか？

A1

いいえ。介護施設や有料老人ホーム等が施設購入で使用し独自に使用した場合は保険算定できません。下記に施設毎の保険算定の可否を添付しますが、あくまでも一般的なケースであり、例外もあるため、詳細は各都道府県の厚生局にお問い合わせください。

	区分	保険算定の可否	備考
医療施設	外来	○	
	一般病棟	○	出来高算定の場合
	手術室	○	創傷処理と併せて算定
	DPC算定病棟	×	
	療養型病床	×	
	地域包括ケア病棟	×	
	回復期リハビリテーション病棟	×	
介護保険施設	特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型病床群、グループホームなど	×	施設購入での保険償還は不可
介護保険施設以外の施設	有料老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス、軽費老人ホームA,B型、小規模多機能施設、サービス付き高齢者住宅など	×	施設購入での保険償還は不可

在宅での使用

Q1 在宅（往診・訪問診療）で創傷被覆材を使用した場合、保険請求が可能なのはどのようなケースですか？

A1

いずれかの在宅療養指導管理料を算定している場合であって、在宅での療養を行っている通院困難な患者のうち、皮下組織に至る褥瘡（筋肉、骨等に至る褥瘡を含む。）（DESIGN分類D3、D4及びD5）を有する患者の当該褥瘡に対して使用した場合に保険請求が可能です。

在宅療養指導管理料

C100	退院前在宅療養指導管理料	C107-2	在宅持続腸圧呼吸法指導管理料
C101	在宅自己注射指導管理料	C108	在宅悪性腫瘍患者指導管理料
C101-2	在宅小児低血糖症患者指導管理料	C108-2	在宅悪性腫瘍患者協働指導管理料
C101-3	在宅妊娠糖尿病患者指導管理料	C109	在宅寝たきり患者処置指導管理料
C102	在宅自己腹膜灌流指導管理料	C110	在宅自己疼痛管理指導管理料
C102-2	在宅血流透析指導管理料	C110-2	在宅振戦等刺激装置治療指導管理料
C103	在宅酸素療法指導管理料	C110-3	在宅迷走神経電気刺激治療指導管理料
C104	在宅中心静脈栄養法指導管理料	C110-4	在宅仙骨神経刺激療法指導管理料
C105	在宅成分栄養経管栄養法指導管理料	C111	在宅肺高血圧症患者指導管理料
C105-2	在宅小児経管栄養法指導管理料	C112	在宅気管切開患者指導管理料
C106	在宅自己導尿指導管理料	C114	在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料
C107	在宅人工呼吸指導管理料	C116	在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料

Q2 保険請求できる期間に制限はありますか？

A2

基本的には3週間を限度として、それ以上の期間において算定が必要な場合には、摘要欄に詳細な理由を記載して算定できます。

Q3

3週間を限度として、それ以上の期間において算定が必要な場合には、摘要欄に詳細な理由を記載して使用する場合、使用枚数に制限はありますか？

A3

原則としてありませんが、創の状態に適した使用方法（交換頻度）で適正な枚数を使用してください。

Q4

ヘルパー等が訪問して創傷被覆材を使用した場合、保険請求は可能ですか？

A4

ヘルパーが創傷被覆材を交換することは診療報酬とは別の規制でできません。

A1 の条件を満たした患者への使用であれば、医師でなくても患者自身が家族、看護師が実施した場合には保険算定は可能です。

A1 の条件を満たす患者以外については、医師が訪問した時などに保険算定できますが、『C109 在宅寝たきり患者処置指導管理料』、『C112 在宅気管切開患者指導管理料』を算定している患者に使用した場合には処置料については算定できません。

参考情報：2016年診療報酬改定より

第2部 在宅医療（通則）

C007 訪問看護指示料 300点

注1（途中省略）患者の同意を得て当該患者の選定する訪問看護ステーション等に対して、訪問看護指示書を交付した場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

注3 注1の場合において、必要な衛生材料及び保険医療材料を提供した場合に、衛生材料等提供加算として、患者1人につき月1回に限り、80点を所定点数に加算する。（平成28年厚生労働省告示第52号より抜粋）

別添1：医科診療報酬点数表に関する事項

C007 訪問看護指示料（留意事項）

(9)「注3」に規定する衛生材料等提供加算は、在宅療養において衛生材料等が必要な患者に対し、当該患者へ訪問看護を実施している訪問看護ステーションから提出された訪問看護計画書及び訪問看護報告書を基に、療養上必要な量について判断の上、必要かつ十分な量の衛生材料等を患者に支給した場合に算定する。（平成28年3月4日保医発0304第3号より抜粋）

第1章 基本診療料

第1部 初・再診料（通則）

5 初診又は再診において、患者の診療を担う保険医の指示に基づき、当該保険医の診療日以外の日に訪問看護ステーション等の看護師等が、当該患者に対し点滴又は処置等を実施した場合に、使用した薬剤の費用については第2章第2部第3節薬剤料により、特定保険医療材料の費用については同第4節特定保険医療材料により、当該保険医療機関において算定する。（以下省略）

第4節 特定保険医療材料

C300 特定保険医療材料

初診、再診又は在宅医療において、患者の診療を担う保険医の指示に基づき、当該保険医の診療日以外の日に訪問看護ステーション等の看護師等が、当該患者に対し点滴又は処置等を実施した場合は、当該保険医療機関において、本区分により点滴又は処置等に用いた特定保険医療材料（当該患者に対し使用した分に限る。）の費用を算定する。なお、この場合にあっては、当該特定保険医療材料が使用された日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。（平成28年3月4日保医発0304第3号より抜粋）

調剤薬局での取り扱い

Q1

創傷被覆材を処方箋に基づき交付する場合に保険適用できますか？

A1

在宅療養指導管理料を算定している在宅での療養を行っている通院困難な患者でかつ、皮下組織に至る褥瘡（筋肉、骨等に至る褥瘡を含む）（DESIGN分類D3、D4及びD5）を有する患者の当該褥瘡に対して処方箋に基づき交付された材料で保険算定できます。

Q2

創傷被覆材を取り扱うための販売業はどのようなものですか？

A2

3M™ テガダーム™ ハイドロコロイドドレッシングや3M™ テガダーム™ フォームドレッシングなどの高度管理医療機器を販売するなら高度管理医療機器販売業の許可、3M™ テガダーム™ ハイドロコロイドライトドレッシングなどの管理医療機器を販売するなら管理医療機器販売業の届出があれば可能です。ただし、これらの製品について患者に宣伝、広告をすることはできません。

注意：2016年6月1日時点での通知等をもとに作成しております。詳細につきましては各都道府県の厚生局にご確認願います。

診療報酬に関する照会先

平成29年10月1日現在

都道府県	事業所等の名称	電話番号
北海道	医療課	011-796-5105
青森	青森事務所	017-724-9200
岩手	岩手事務所	019-907-9070
宮城	指導監査課(宮城)	022-206-5217
秋田	秋田事務所	018-800-7080
山形	山形事務所	023-609-0140
福島	福島事務所	024-503-5030
茨城	茨城事務所	029-277-1316
栃木	栃木事務所	028-341-8486
群馬	群馬事務所	027-896-0488
埼玉	指導監査課(埼玉)	048-612-7508
千葉	千葉事務所	043-379-2716
東京	東京事務所	03-6692-5126
神奈川	神奈川事務所	045-270-2053
新潟	新潟事務所	025-364-1847
山梨	山梨事務所	055-206-0569
長野	長野事務所	026-474-4346
富山	富山事務所	076-439-6570
石川	石川事務所	076-210-5140
岐阜	岐阜事務所	058-249-1822
静岡	静岡事務所	054-355-2015
愛知	指導監査課(愛知)	0522-228-6179
三重	三重事務所	059-213-3533
福井	福井事務所	0776-25-5373

都道府県	事業所等の名称	電話番号
滋賀	滋賀事務所	077-526-8114
京都	京都事務所	075-256-8681
大阪	指導監査課(大阪)	06-4791-7665
兵庫	兵庫事務所	078-325-8925
奈良	奈良事務所	0742-25-5520
和歌山	和歌山事務所	073-421-8311
鳥取	鳥取事務所	0857-30-0860
島根	島根事務所	0852-61-0108
岡山	岡山事務所	086-239-1275
広島	指導監査課(広島)	082-223-8209
山口	山口事務所	083-902-3171
徳島	徳島事務所	088-602-1386
香川	指導監査課(香川)	087-851-9593
愛媛	愛媛事務所	089-986-3156
高知	高知事務所	088-826-3116
福岡	指導監査課(福岡)	092-707-1125
佐賀	佐賀事務所	0952-20-1610
長崎	長崎事務所	095-801-4201
熊本	熊本事務所	096-284-8001
大分	大分事務所	097-535-8061
宮崎	宮崎事務所	0985-72-8880
鹿児島	鹿児島事務所	099-201-5801
沖縄	沖縄事務所	098-833-6006

(厚生労働省ホームページより)

3M™ テガダーム™ ハイドロコロイドドレッシング

高度管理医療機器：二次治癒ハイドロゲル創傷被覆・保護材 承認番号：20900BZY00030A01 販売名：テガダーム ハイドロコロイド

3M™ テガダーム™ ハイドロコロイドライトドレッシング

管理医療機器：局所管理ハイドロゲル創傷被覆・保護材 承認番号：20800BZY00747A01 販売名：テガダーム ハイドロコロイド ライト

3M™ テガダーム™ フォームドレッシング

高度管理医療機器：二次治癒フォーム状創傷被覆・保護材 承認番号：22400BZX00079000 販売名：テガダーム フォームドレッシング

3M、テガダームは、3M社の商標です。



スリーエム ジャパン株式会社
ヘルスケアカンパニー

医療用製品事業部

<http://go.3M.com/medical-jp/>

Please Recycle. Printed in Japan.
© 3M 2019. All Rights Reserved.
HPM-675-E(0419)

2019年4月発行

カスタマーコールセンター

製品のお問い合わせはナビダイヤルで

0570-011-321

8:45~17:15 / 月~金 (土日祝年末年始は除く)
全国どこからでも市内料金でご利用いただけます